

8月の当会スケジュールについてのお知らせ

東京都に対し、令和3年7月12日(月)から同年8月22日(日)までとする4回目の緊急事態宣言が発令されました。当会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、人が密集することの無いように、ご来所される際は原則完全予約制にてご対応させていただいております。また、時差出勤や出勤者削減要請に基づき、個別記帳相談等のご相談予約時間枠を、午前10時からとさせていただいております。皆様にはご不便をお掛けいたしますが、会員の皆様並びに職員の健康を守るため、ご理解と協力いただきますよう何卒宜しくお願いいたします。なお、8月の記帳相談等のスケジュールは下記のとおりです。月次支援金の事前確認や通常の記帳相談は常時行っておりますので、ご利用される場合はお電話にてご予約をお願いいたします。帳簿の書き方や会計ソフトのことでご不明点がある場合は早めに解決することが大切です。換気の徹底や飛沫シート、アルコール液の用意等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしっかりとっておりますので、是非この機会にご予約の上、ご安心してお越しください。

<p>～新規入会者個別相談会～</p> <p>【対象者】 本年新規ご入会された方</p> <p>【期 間】 令和3年8月2日(月)～同年8月13日(金)</p> <p>【持ち物】 記帳している帳簿書類、会計ソフトをお使いの方はノートPC又は弥生会計の場合はデータが入っているUSBメモリー等、その他必要と思われる書類等</p>	<p>～消費税個別相談会～</p> <p>【対象者】 新たに課税売上高が1,000万円を超えた方 課税売上高が1,000万円を下回った方 課税方法を変更したい方等々</p> <p>【期 間】 令和3年8月2日(月)～同年8月13日(金)</p> <p>【持ち物】 令和1年分及び令和2年分の確定申告書と決算書、印鑑、マイナンバーがわかるもの</p>
<p>【上記の相談会共通事項】</p> <p>【時 間】 午前：10時・11時 午後：1時・2時・3時 ※ご相談時間は概ね40分程度です。</p> <p>【予約方法】 03-3771-8859 へお電話にてご予約ください。 ※相談期間及び相談予約は土日祝を除きます。 ※8月30日(月)は、当会定時総会のためご予約できません。</p>	

定時総会開催におけるお願いとお知らせ

令和3年8月30日(月)に、一般社団法人大森青色申告会の第10回定時総会が行われます。会員の皆様へ、7月上旬に往復はがきにてご案内をお送りしており、多くの方にご返信いただいております。返信にご協力いただきありがとうございました。まだ、ご返信を送られていない方は、お早めに投函くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご返信いただけていない方には、支部役員または職員がご訪問ないしお電話等でお尋ねする場合がございますので予めご了承ください。定足数が不足すると総会が成立しませんので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

8月30日(月)午後は、当会定時総会のため事務局を閉鎖させていただきます。

令和3年度支部総会は開催しないことが決まりました

会員の皆様方が所属する各支部や青年部で一昨年まで支部総会を実施していましたが、本年も昨年同様に、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催しないことが決定しました。各支部の決算報告等は、来月以降の本紙会報でご報告させていただきます。

東京青色交通事故傷害保険のご案内 

交通事故によるケガでの通院、入院や手術、また事故で死亡、後遺障害が残った場合などに補償される保険です！※1年ごとに更新手続きが必要になります。

- 年齢制限などの加入制限もないため、どなたでもご加入いただけます！
- 個人型(最大10口)と家族型(最大3口)の2種類の加入タイプから選択ができます！
詳細は、事務局までお問い合わせください。
- 令和3年10月1日補償開始の新規加入・継続の申込が始まりました！
申込期限は、9月3日(金)です。
(※事務処理等の都合により、中途加入の手続きは行っておりませんのでご注意ください)
申込時には年間分の掛金が必要となります。印鑑は不要です。
(個人型：1口1,000円 家族型：1口10,000円)
すでにご加入されている方は事務局より更新についてのご案内を送付しておりますので、そちらをご参照ください。

マル経融資のご案内

安心な国の融資制度 「マル経融資」をこ存知ですか？

◎マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要・信用保証協会の保証も不要の融資制度です。

【限度額】 二千万円
【利率】 一、二二% (二〇二二年七月一日現在)

【融資対象】 従業員二〇人以下(宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業五人以下)の法人・個人

【使 途】 事業資金(運転・設備資金)

【返済期間】 運転資金 七年以内
設備資金 一〇年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初三年間、支払利息の四〇%が補助されます。
※一定の要件を満たす設備資金については右記金利より当初二年間〇・五%引下げとなります。
※の融資限度額及び返済期間の取扱いは、二〇二三年三月三十一日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

◎経営上でお悩みの時 窓口専門相談をご利用ください
・法律相談・税務相談・労務相談
《予約制・無料》

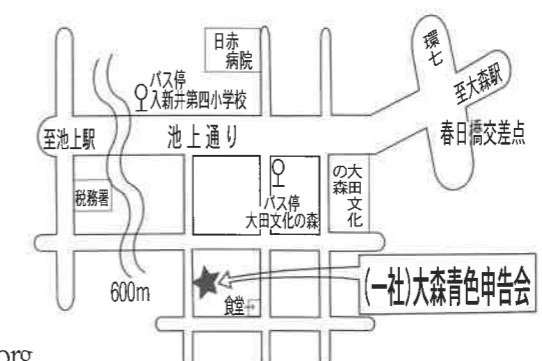
※本相談は、経営に関する相談に限定しております。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

◎ご相談・お申し込みは、
東京商工会議所 大田支部
大田区南蒲田一ノ二十ノ二十
大田区産業プラザ五階
電話(三七三四)一六二二

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: https://www.oomori-airo.org



予約制 事務局に申込み
時 間 申込順で30分位
無料法律相談日
8月12日(木)・26日(木)
住宅相談
パナソニックホームズ
8月19日(木)
保険の相談
ご希望の方は事務局迄

▶ 都税事務所からのお知らせ

8月 は 個人事業税第1期分の納期です

令和3年8月31日（火）までに、お納めください。納付される際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、非対面式のキャッシュレス納税（スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付等）のご活用をお願いいたします。また、省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けております。

なお、所得税及び個人事業税の申告期限が延長された影響等により、納税通知書の発送が9月以降となる場合があります。その場合には、納税通知書に記載された納期限までにお納めください。また、同感染症の影響により納税が困難な場合は、申請により1年間納税を猶予する制度があります。詳細は、HPまたは下記問合せ先へ
問：所管都税事務所

主税局 コロナ 検索

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

災害等により甚大な被害を受けた方に対して、一度課税された税金のうち、納期限前のを、被災の程度等によって減免（軽減または免除）する制度があります（納税を猶予する制度もあります。）。対象は、固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税などです。原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。被災の事実を証明する書類を添えて、都税事務所へ申請してください。

問：所管の都税事務所

▶ 事務局からのお知らせ

夏季休暇のお知らせ

9月21日（火）・22日（水）・24日（金）は、当会の夏季休暇とさせていただきます。会員の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほど、宜しくお願いいたします。



(一社)大森青色申告会 職員一同	監事	理事	副会長	会長	暑中 お見舞い 申し上げます
	青川 伊北 塚片 慶毛 千加 中瀬 田田 金山 吉江 田中 守杉 曾井 徳	藤名 沢川 本野 野利 景藤 里山 中中 子崎 田原 中村 屋原 根上 永	康千 正晴 利裕 高靖	光節 信弘 栄登 良志 武敬 佳健 幸	
	藤一 郎	重子 枝生 嗣子 浩男	毅勝 一子 壽高 一夫	昭浩 昭夫	

◆◆税制改正について◆◆

●住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の特例の延長等

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の控除期間13年の特例について延長し、一定の期間（※）に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とします。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。

※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、
分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ (10%)			R4年末までの入居 控除期間 13年 注文住宅はR2年10月から R3年9月末までに契約 *分譲住宅などはR2年12月 からR3年11月末まで 面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下
コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の 弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 ⇒ 50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居 控除期間 10年	

お願い

初年分の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）がある場合は、必ず事前にご相談ください。

▶ 大森税務署からのお知らせ

令和3年7月10日付で下記のとおり異動がありました。

役 職	新		旧	
	氏 名	前任地	氏 名	赴任先
署 長	かねさわ せつお 金澤 節男	局調査三部 調査35統括官	なとり かずひこ 名取 和彦	御退官
副 署 長	たかなし てるみつ 高梨 晃弘	(留任)	—	—
個人1統括官	なかさと ひでき 中里 英樹	局査察部 資料 情報課総括主査	なめかわ てるたか 滑川 輝隆	足立署 個人1統括官
個人1指導上	おかむら あきら 岡村 朗	(留任)	—	—